



2025年12月26日

各 位

会 社 名 株式会社アンビスホールディングス
代 表 者 名 代表取締役CEO 柴原 慶一
(コード番号: 7071 東証プライム)
問 合 せ 先 取締役 山口 真吾
(TEL. 03-6262-5105)

当社及び当社の子会社の従業員に対する譲渡制限付株式としての
自己株式処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限付株式として自己株式処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、本自己株式処分は、従業員を対象として実施するものであり、取締役を対象とするものではありません。

1. 処分の概要

(1) 払込期日	2026年2月2日	
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 57万8000株	
(3) 処分価額	1株につき 468 円	
(4) 処分総額	2億7050万4000円	
(5) 割当予定先	当社及び当社の子会社の従業員	22名 57万8000株

2. 処分の目的及び理由

当社は、当社グループの企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、当社及び当社の子会社の従業員 22 名（以下「対象従業員」といいます。）に対して当社又は当社の子会社から金銭債権合計 2 億 7050 万 4000 円を支給し、それを現物出資させて、譲渡制限付株式として、当社の普通株式 57 万 8000 株（以下「本割当株式」といいます。）を付与することを決議いたしました。また、中長期的かつ継続的な勤務を促す観点から、本割当株式には譲渡制限を設けることとし、その期間を 3 年と設定いたしました。対象従業員は、支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社が本自己株式処分により割り当てる普通株式を引き受けることとなります。また、当社は、本自己株式処分に伴い、対象従業員との間で、大要、以下の内容をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約を締結いたします。なお、本割当株式は、引受けを希望する対象従業員に対してのみ割り当てることとなります。

＜譲渡制限付株式割当契約の概要＞

（1）譲渡制限期間

対象従業員は、2026年2月2日（払込期日）から2029年2月2日までの間、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

（2）譲渡制限の解除条件

対象従業員が、譲渡制限期間中、継続して、当社の従業員又は当社子会社の取締役若しくは従業員のいずれかの地位にあったことを条件として、譲渡制限期間満了日において、本割当株式の全部（ただし、対象従業員が、本譲渡制限期間中に、休職（当社の取締役会が正当と認める理由による休職を除く。以下同じ。）した場合又は当社の営業日を基準に連続して14日以上欠勤した場合（当社の取締役会が正当と認める理由による欠勤を除き、以下、休職と合わせて「休職等」という。）、休職等開始日を含む月（休職等開始日が払込期日以前の日である場合には、2026年2月。以下同じ。）から休職等終了日又は本譲渡制限期間満了日のいずれか早く到来した日を含む月までの月数（休職等開始日を含む月と休職等終了日又は譲渡制限期間満了日のいずれか早く到来した日を含む月が同一の月である場合には、当該月数は1とし、休職等が複数回にわたる場合は、全ての期間を合算する。）を36から控除した数を、36で除した数に、本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式）につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象従業員が、譲渡制限期間中に雇用期間満了（ただし、定年退職後再雇用された場合は当該再雇用期間満了）、死亡その他当社取締役会が正当と認める理由により当社の従業員又は当社子会社の取締役若しくは従業員のいずれの地位も喪失した場合、当該喪失の直後の時点（なお、本割当株式の交付の日の属する事業年度の経過後、三月を経過するまでに喪失した場合には、2027年1月4日）をもって、払込期日を含む月の翌月から当該喪失の日を含む月までの月数（ただし、払込期日から上記地位の喪失の日までの間に、対象従業員が休職等をした場合は、休職等開始日を含む月から休職等終了日を含む月までの月数（休職等開始日を含む月と休職等終了日を含む月が同一の月である場合には、当該月数は1とし、休職等が複数回にわたる場合は、全ての期間を合算する。）を差し引いた数）を36で除した数に、本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、譲渡制限を解除する。

（3）当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間が満了した時点、又は、譲渡制限期間中に対象従業員が当社の従業員若しくは当社子会社の取締役若しくは従業員のいずれの地位も喪失した直後の時点（なお、上記（2）ただし書の場合において、本割当株式の交付の日の属する事業年度の経過後、三月を経過するまでに喪失した場合には、2027年1月4日）において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（4）株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象従業員がみずほ証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

（5）組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関する当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、払込期日を含む月の翌月から組織再編承認日を含む月までの月数

(ただし、払込期日から組織再編承認日までの間に、対象従業員が休職等をした場合は、休職等開始日を含む月から休職等終了日又は組織再編承認日のいずれか早く到来した日を含む月までの月数（休職等開始日を含む月と休職等終了日又は組織再編承認日のいずれか早く到来した日を含む月が同一の月である場合には、当該月数は1とし、休職等が複数回にわたる場合は、全ての期間を合算する。）を差し引いた数）を36で除した数に、当該時点において保有する本割当株式数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、割当予定先に支給された金銭債権を出資財産として行われるものであり、その払込金額は、恣意性を排除した価額とするため、2025年12月25日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である468円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、対象従業員にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以上